



資料3

特別な支援が必要な児童生徒の  
多様なニーズに対応した教育の推進について

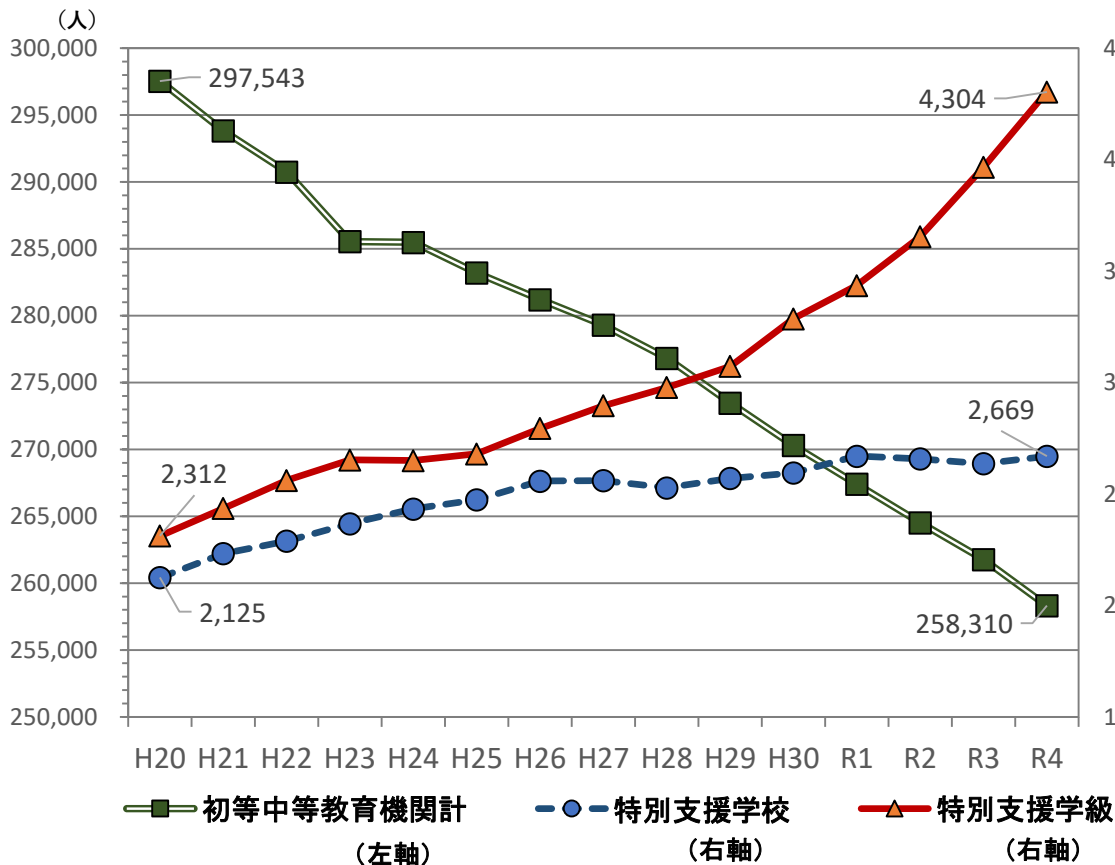
第11回総合教育会議  
教育庁特別支援教育課  
保健福祉部精神保健推進室



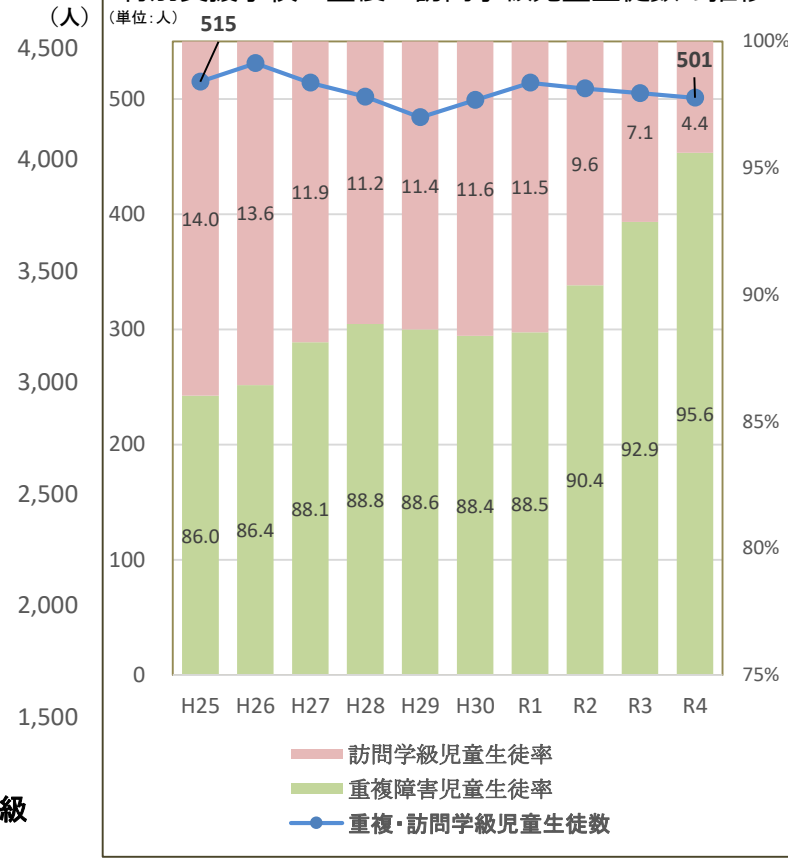
- 1 特別支援教育における現状
- 2 医療的ケア児への支援
- 3 今後の方向性と課題

# 1. 特別支援教育における現状①

宮城県初等中等教育機関・特別支援学校・特別支援学級児童生徒数の推移



特別支援学校 重複・訪問学級児童生徒数の推移 (単位:人)



- 少子化の中、特別な支援が必要な児童生徒は増加傾向
- 重度重複障害学級で学ぶ児童生徒も増加傾向

- 教育的ニーズが多様化

(資料出所：学校基本調査 宮城県特別支援教育関係調査)

## 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

## 施策を推進するための目標

### 目標1 自立と社会参加

就学相談活動, 就労定着支援など

### 目標2 学校づくり

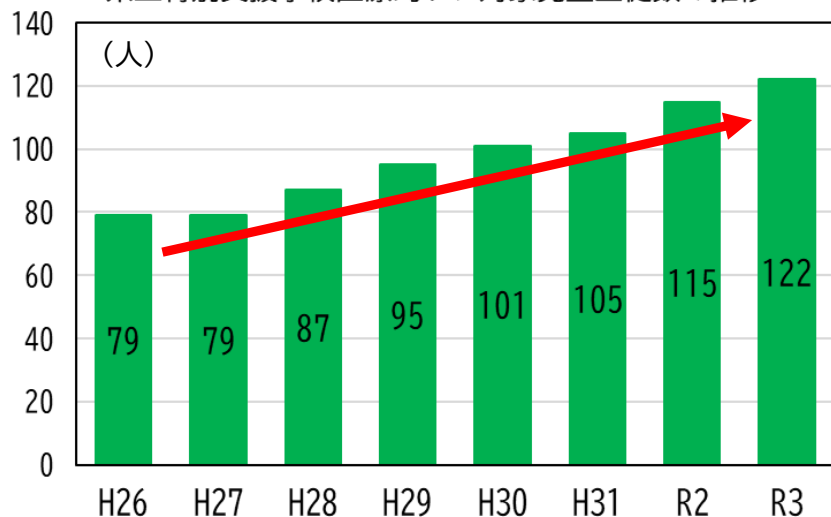
狭隘化対策, 医療的ケア児への支援, ICT機器の整備など

### 目標3 地域づくり

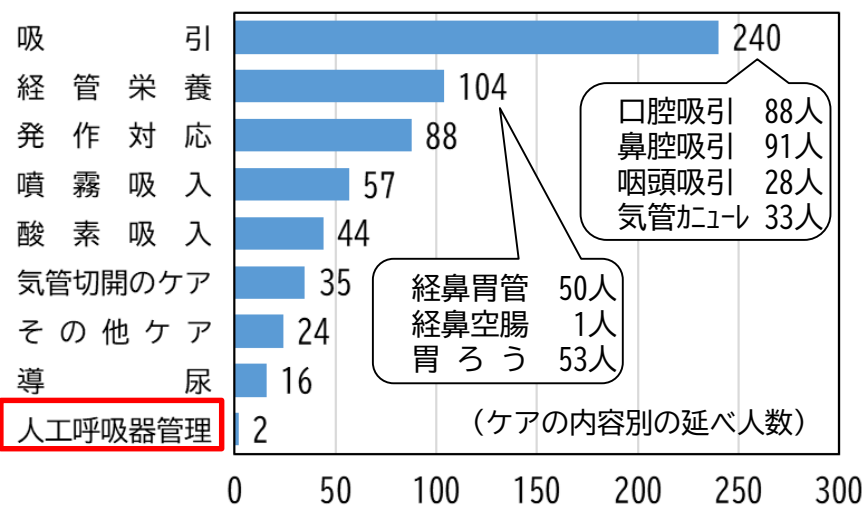
市町村からの相談対応, 市町村への外部専門家の派遣など

## 県立特別支援学校における医療的ケア児の現状

県立特別支援学校医療的ケア対象児童生徒数の推移



県立特別支援学校における医療的ケアの内容(R4)



○学校に在籍する医療的ケア児は年々増加

○人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が  
学校に通うようになるなど 医療的ケア児を取り巻く環境が変化



### 医療的ケア推進事業（県立特別支援学校）

事業目的

- 保護者の付き添い介護の負担軽減
- 児童生徒の健康の維持・増進
- 安全な学習環境の整備

学校における教育の充実



看護職員による医療的ケア

医療的ケア児が在籍する全ての学校に配置

教員による医療的ケア

教員の医療的ケアに関する知識・技能の習得

市町村向け研修会

市町村教育委員会における支援体制の構築

巡回指導医等による指導支援

校内の医療的ケア体制に対する指導・助言

医療的ケア運営会議

有識者及び関係者等による意見交換

### 特別支援学校の実施状況（令和4年度）

- 実施校 16校（分校含む）
- 対象児童生徒 125人
- 看護職員数 133人（会計年度任用職員）

### 市町村立学校の実施状況（令和3年度）

- 4市町（仙台市含む） 20校
- 対象児童生徒 32人
- 看護職員数 30人（直接・委託）



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討



### 宮城県医療的ケア児等相談支援センター事業(ちるふぁ)について

#### 概要

- 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）
- 開設日：令和4年7月1日
- 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12  
（電話：022-346-7835）
- 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み
- 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30
- スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名  
全員が相談支援員の有資格者，医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者  
医師等を専門職アドバイザーとして委嘱

#### 業務内容

- ① 総合的・専門的な相談支援  
医療的ケア児や家族，関係機関等からの相談に対応
- ② 情報の発信及び研修
  - ・県民や行政担当者へ関連制度やその窓口，最新の施策情報の集約・ホームページ等での発信
  - ・支援者等対象の研修開催
- ③ 関係機関との連絡調整  
支援要請に基づく連絡調整，協議の場等への参画・地域の支援体制強化のための連携
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

#### 運営

- 実施主体：宮城県（一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会への委託事業）  
※相談支援専門員の職能団体

#### 根拠

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）  
医療的ケア児や家族の支援に関する施策の実施が地方公共団体の責務



## 医療的ケア児支援法の基本理念に沿った施策展開

医療・保健・福祉・教育・労働等が協働して医療的ケア児の発達を支援

### 保護者の負担軽減・離職防止

#### 他県の事例



- 専用通学車両や介護タクシーに看護師が同乗
- 訪問看護ステーションへの委託

※同乗看護師の確保が課題

他県の事例も参考にし関係部署と相談しながら、支援の在り方について検討

#### その他の課題

- ・市町村立学校等における医療的ケア児の受入体制の整備
- ・医療的ケア児の生活の場の充実

### 保健福祉部との一層の連携

医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）との連携 等



医療的ケア児一人ひとりに寄り添いながら将来の社会参加や自立を目指す